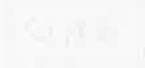


多摩市街路樹よくなるプラン 改定版（素案）

＜修正メモ付き＞



多摩市 都市整備部道路交通課

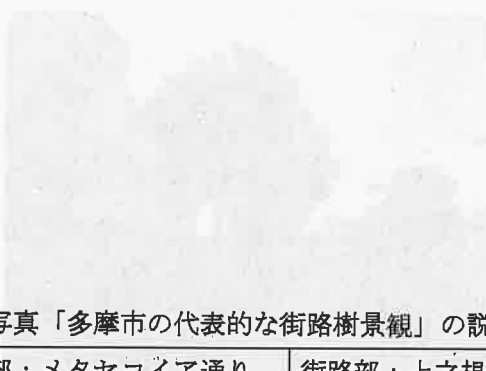
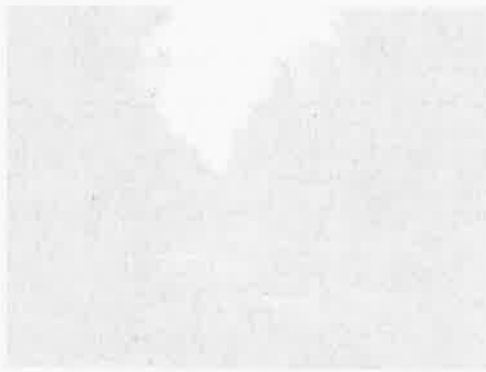


多摩市環境部 緑化課
〒206-8501 東京都多摩市中央1-1-1
TEL: 0427-31-3111 FAX: 0427-31-3112

多摩市街路樹景観のイメージ

(案素) 街路樹景観

〈吉村子大五郎〉



表紙写真「多摩市の代表的な街路樹景観」の説明

街路部：メタセコイア通り 6-1号幹線 代表樹種：メタセコイア	街路部：上之根大通り 5-2号幹線 代表樹種：モミジバフウ
ペデ部：多摩センター駅周辺 5-33号歩線 代表樹種：クスノキ	ペデ部：多摩中央公園～ 落合五丁目 5-35号歩線 代表樹種：シラカシ

目次

第1章 改定の背景と目的

1.1 改定の背景と趣旨	1-1
1.2 改定の基本的な考え方	1-3
1.3 計画の対象範囲と期間	1-4

第2章 街路樹の実態と課題、街路樹管理の方向性

2.1 街路樹の本数	2-1
2.2 街路樹の現状と課題	2-3
2.3 多摩市の街路樹管理の方向性	2-13

第3章 街路樹管理のテーマ・方針・ビジョン

3.1 テーマ	3-1
3.2 基本方針	3-1
3.3 実施方針	3-2
3.3 短期的・中長期的なビジョン	3-3

第4章 方針を実現させるための取り組み

4.1 方針を実現させるための対応策	4-1
4.2 方針を実現させるための体制づくり	4-2
4.3 改善モデル路線の選定及び改善例	4-4

第5章 方針の実現に向けてのプログラム

5.1 新たな取り組みの枠組み	5-1
5.2 実施の流れと進捗管理	5-2

参考資料

- 資料1 用語解説
- 資料2 委員会開催概要
- 資料3 市民アンケート実施概要
- 資料4 ワークショップ実施概要

第1章 改定の背景と目的

1.1 改定の背景と趣旨

1.1.1 街路樹とは

街路樹は道路施設の一つですが、他の道路施設と異なり、沿道景観を彩り、季節感や潤いをもたらすなど、良好な都市景観を形成する上で大きな役割や機能を有しています。

具体的には、緑陰形成機能、景観向上機能、交通安全機能、生活環境保全機能、自然環境保全機能、防災対策機能などです。また、街路樹を含む都市のみどりは、健康に良い影響を及ぼす研究成果なども近年報告されてきています。さらに、街路樹は、街並みや施設のイメージアップ、生態系サービスなどまちの価値を向上させる役割も有しています。

街路樹は剪定などの手入れを行う必要があり、適切な管理をしながら、それらがもつ機能を十分に発揮させていくことが重要です。街路樹のもつ機能を十分に発揮させていくことは、選ばれる魅力あるまちづくりを推進していくために必要です。

1.1.2 「よくなるプラン」策定の経緯と位置づけ

上述のとおり多くの役割・機能を有している街路樹ではありますが、植栽後、40年前後経過し大径木化した街路樹の中には、街路灯の照明を妨げたり、根上がりを生じさせたりする等、市民生活や道路の安全な通行に様々な障害を発生させているものもあります。このような背景から、多摩市は平成20年度に「多摩市街路樹よくなるプラン（街路編）」（以下、現行プランという）を策定しました。現行プランは、第四次多摩市総合計画を上位計画とし、街路樹が要因となる諸課題を解決し、「安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり」を実現するため、街路樹等の適切な管理運営を目指すための指針として策定されたものです。

現在まで、現行プランに基づき、多摩市では交通安全及び防犯面等の支障の改善を目的として、原因となっている街路樹の伐採等を計画的に進めてきました。この結果、現行プランで設定した重点管理路線（17路線）における交通支障箇所については、平成28年度までに概ね改善されました。

1.1.3 現行プラン改定の経緯

現行プランの策定により、当初の課題であった交通支障箇所についてはある程度解消できた一方、現行プランの策定から9年が経過した現在、市内全域において、街路樹に係る様々な課題が新たに浮上してきました。

また、現行プラン策定以降、道路緑化技術基準の改正（平成27年度3月）や、健幸まちづくりやシティセールスに関する施策展開など多摩市の方針についても変更されました。世界的には2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた持続可能な発展に向け、都市のみどりは、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」として着目されています。

また、平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画でも、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能

な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することが明記されています。こうした世の中の動きや時勢の変化についても考えていく必要があります。

多摩市では平成 27 年 3 月に「多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み報告書」をとりまとめ、「市民協働による持続可能なみどりを育む道すじ」を示しています。このなかで、自転車歩行者専用道路、いわゆる遊歩道（以下、遊歩道という）や道路の歩道の樹木については、みどりのルネッサンスの展開方針b「暮らしの安全安心とみどりの調和」の中で、樹木の成長によって生じた安全・安心・快適面での問題の解決を図りながら、適切な育成管理を推進していく対象となっています。また、まとまり・つながりのあるみどり（エコロジカルネットワーク）の確保という観点では、道路のみどりは、公園等のみどりとみどりをつなぐ役割を果たしています。

さらに、みどりと環境基本計画においては、みどりのリサイクルの推進が施策として掲げられています。街路樹の管理作業に係る発生材（枝、葉等）については現在も再資源化していますが、今後も引き続きリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

また、本市は街路のほか遊歩道を有しており（図 1-2）、みどりあふれる街を形成していますが、現行プランの対象は、街路のみで、遊歩道に関しては、いまだ方針設定がなされていないことも、本市の街路樹管理の課題の一つでした。

それ以外にも、現行プランについては、将来像やビジョンがわかりづらい、段階的手法では対応しきれない場合があるなど、街路樹管理に係る住民コンセンサスについて検討する必要がある、プランの周知を充実させる必要がある、などの課題もあげられています。また、象徴的な街路樹が植えられている路線を観光資源、景観資源として捉えてほしいという要望もあげられています。今後は、これらの課題についても検討、対応していく必要があります。

現行プランは、平成 30 年度に見直しを行うことになっていることから、現行プランで明らかになった諸課題を解決するために、「よくなるプラン」の改定作業を行うことになりました。

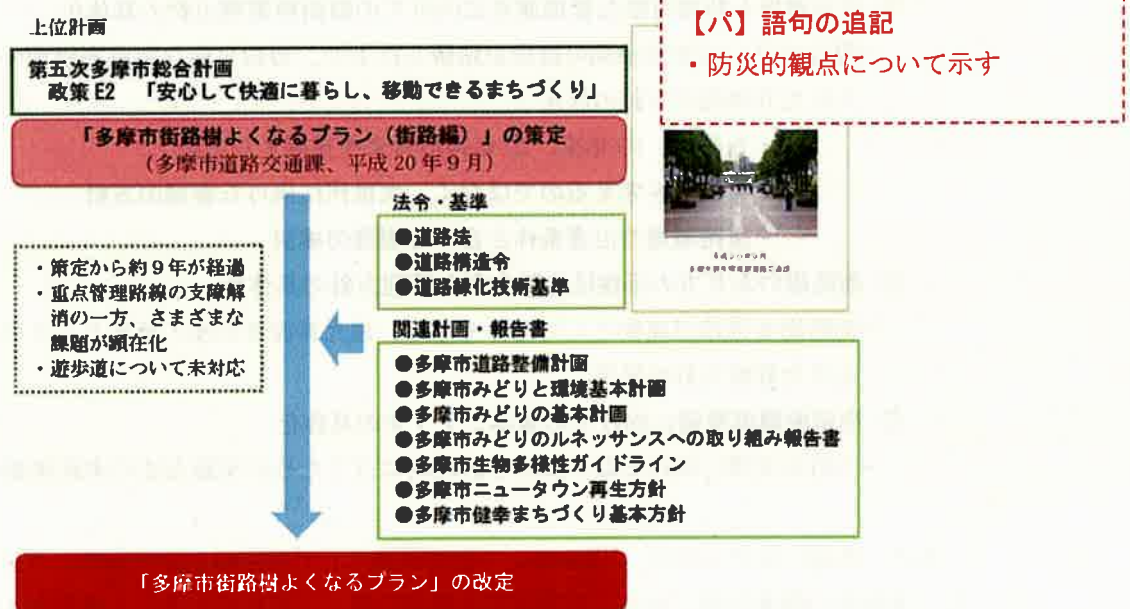


図 1-1 多摩市街路樹よくなるプランの改定の経緯



街路



遊歩道（自転車歩行者専用道路）

図 1-2 街路と遊歩道（自転車歩行者専用道路）

1.2 改定の基本的な考え方

今回の改定に際しては、学識委員と公募市民委員によって構成される「多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会」（以下、改定委員会）を設置し、検討を重ねました。また、ワークショップやアンケートの実施により市民意見も最大限取り入れながら、改定作業を進めました。なお、現行プランは、街路の樹木を対象とする計画でしたが、今回の改定版においては、街路だけでなく、遊歩道の樹木も対象としました。

今回の改定作業にあたっては、以下の5つの事項の具体化を目指します。

- ① 多摩市の街路樹の目指す姿（目標像）の具体化
→目指す姿の具体化による取り組みの方向性の可視化
- ② 予算規模にあった街路樹のあり方の具体化
→限りある財源で継続的に適切な維持管理が可能となる街路樹の質や量、管理手法の具体化
- ③ 安全確保と持続可能な管理運営に向けての街路樹管理方針の具体化
→現行プランの安全確保の概念を踏襲した上で、持続可能な街路樹管理の概念を取り入れた具体的な方針の決定
 - ・ 5年後、10年後、20年後の将来を見据えた方針
 - ・ 今だけを考えるのではなく、次世代に向けた管理の方針
 - ・ 道路環境や沿道条件と合った樹種の検討
- ④ 街路樹のあり方の多様性を踏まえた管理方針の具体化
→街路樹を道路付属物としてだけでなく、観光資源等の他の要素としてのあり方を踏まえた管理方針の決定
- ⑤ 街路樹環境整備に向けての基本シナリオの具体化
→方針の実現に向けた取り組みを計画的に行うための実施方法や実施体制の具体化

また、改定にあたっては、「道路法」、「道路構造令」、「道路緑化技術基準」の法令等に準拠し、多摩市の関連計画である「多摩市道路整備計画」、「多摩市みどりと環境基本計画」、「多摩市みどりの基本計画」、「多摩市みどりのルネッサンスへの取り組み報告書」、「多摩市生物

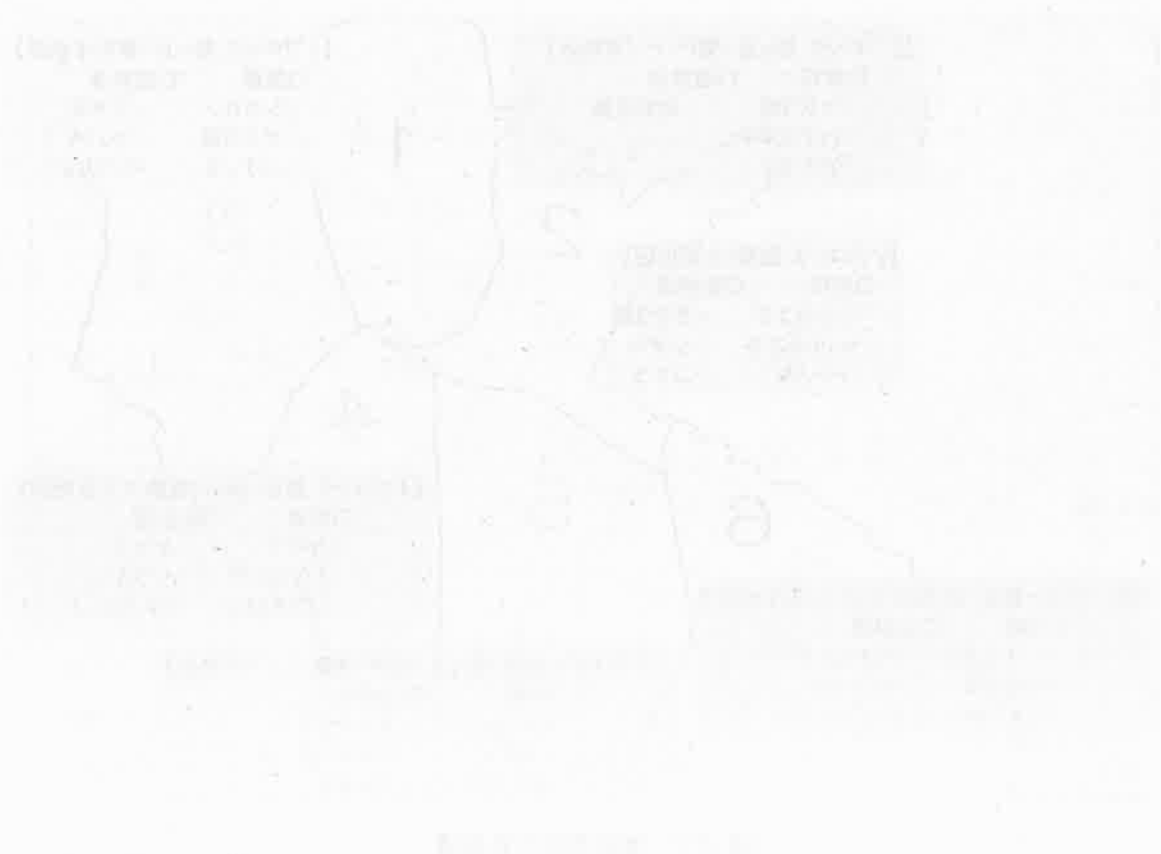
多様性ガイドライン」、「多摩市ニュータウン再生方針」、「多摩市健幸まちづくり基本方針」等の内容との整合を図っています。

1.3 計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、多摩市内の市道沿いの街路及び遊歩道であり、対象期間は2019年4月から2029年3月の10年間です。



図1 計画対象範囲の街路及び遊歩道の計画数（単位：延べメートル）



第2章 街路樹の実態と課題、街路樹管理の方向性

2.1 街路樹の本数

2.1.1 概況

現在、市の道路に植栽されている街路樹の本数は、平成29年4月1日時点で街路に8,027本、遊歩道に8,818本の計16,845本（樹高約3m以上の木が対象）です。樹種については図2-1に示す通り、街路にはサクラ類、遊歩道にはシラカシ、ケヤキ、サクラ類が多く植えられています。地区別の代表樹種は図2-2に示すとおりです。

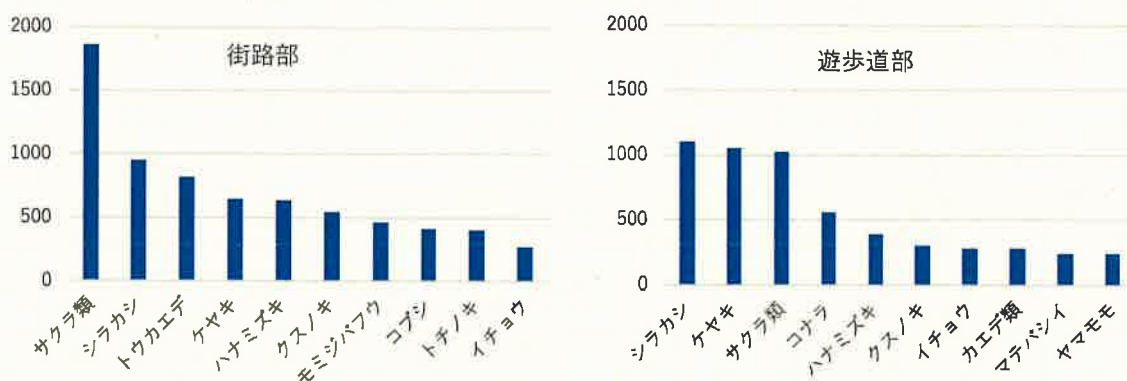


図 2-1 街路及び遊歩道における街路樹の本数と代表樹種（縦軸：本数）

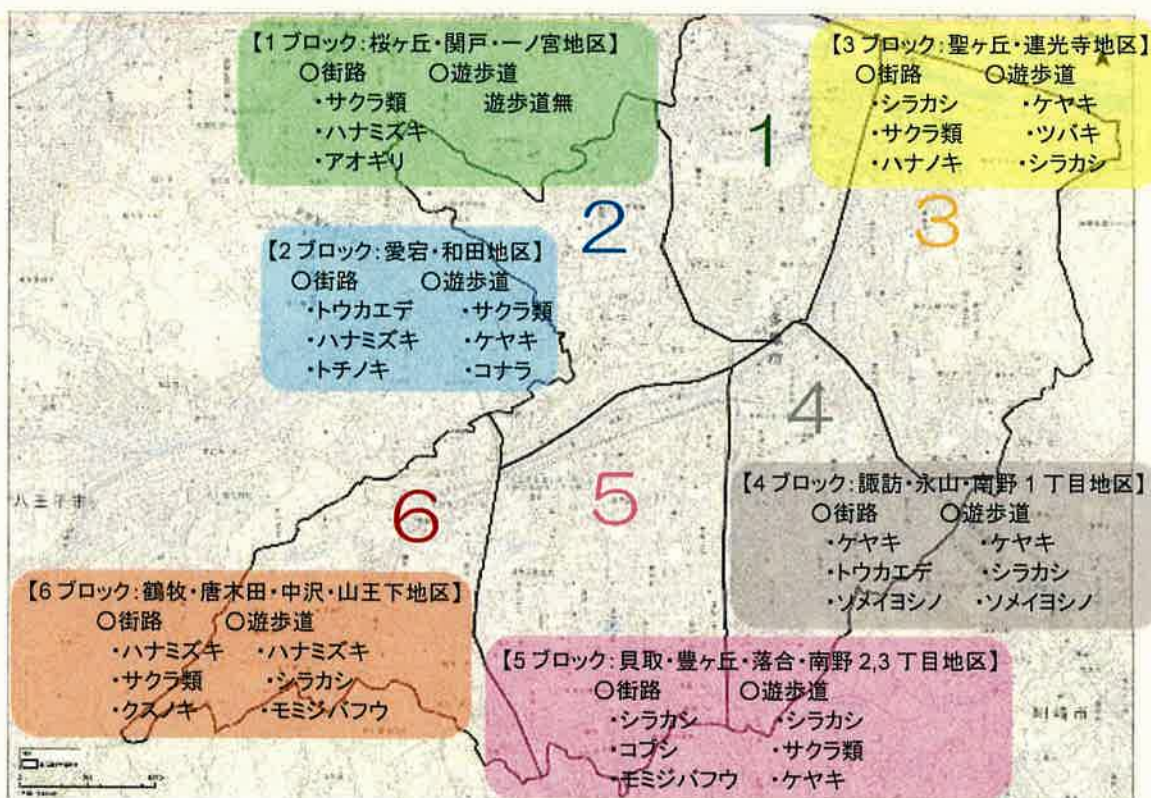


図 2-2 地区別の代表樹種

2.1.2 道路のみどりが豊かな多摩市（近隣市との比較）

東京都の他自治体と街路樹本数を比較すると、図 2-3 に示すとおり、多摩市は、江戸川区、八王子市よりも少なく、町田市と同程度ですが、人口 1,000 人あたりの街路樹本数を比較すると、他自治体に比べて多くの街路樹を有している自治体となります。

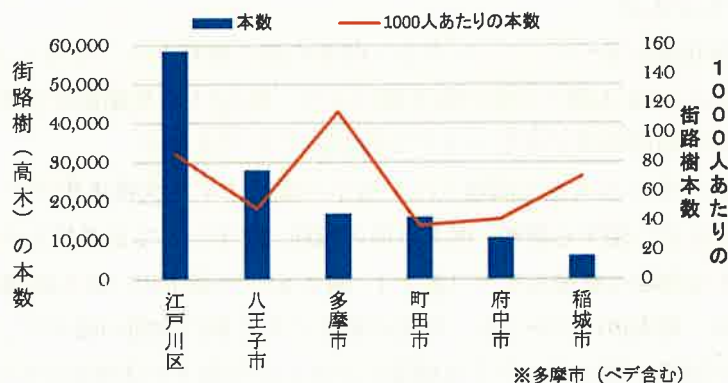


図 2-3 街路樹本数及び 1000 人あたりの街路樹本数の他市との比較

一方、街路樹管理予算について、図 2-3 で示した他自治体と比較した場合、多摩市は、稲城市の次に低い水準です（図 2-4）。また、市民 1 人あたりと高木 1 本あたりの街路樹管理予算を他自治体と比較しました（図 2-5）。その結果、多摩市は、一人あたりでは、街路樹管理に費用をかけていますが、一方で、高木 1 本あたりでは、管理費をかけられていないと言えます。このことは、多摩市は、遊歩道を有し、多くの植込地を管理しているため、高木 1 本にかけられる費用が少ないと言えます。また、自治体の規模に対して、多くの街路樹（高木）を有しているという見方もできます。



図 2-4 街路樹管理費 他市との比較



図 2-5 高木 1 本あたりの街路樹管理費と市(区)民 1 人あたりの街路樹管理費 他市との比較

図 2-3～図 2-5 のデータ出典：

街路樹本数： 多摩市 平成 29 年 4 月 1 日時点の本数
 それ以外の自治体 平成 28 年度東京都緑化白書

人口： 平成 27 年度国勢調査

街路樹管理予算： 平成 28 年度東京都緑化白書に記載されていた平成 28 年度予算

2.2 街路樹の現状と課題

2.2.1 街路樹の生育状況と課題

街路樹の生育状況を、平成 29 年 8 月に実施した現地基礎調査及び、通常の維持管理における枯れ木伐採の状況から示します。

(1) 街路樹の生育状況

多摩市の街路樹の多くは、ニュータウン開発の際に植栽されたもので、樹高別で最も本数が多いのは 6m 以上 9m 未満で全体の約半数になり、9m 以上の街路樹は全体の 39%を占めます。樹高が最も高い街路樹はメタセコイアで約 20m です (図 2-6)。

市の街路樹が有する大きな問題点は、樹木の成長による**大径木化**です。街路樹の大径木化は、交通上の安全に関する課題、樹木自体の課題、並木としての景観上の課題、管理上の課題等、さまざまな課題を誘発します (表 2-1、図 2-6)。大径木化による諸課題は主に街路で発生していますが、遊歩道においても、枝葉の繁茂による歩行空間の暗がり、見通しの悪さ、隣接する敷地への越境、根上がりによる舗装の浮き上がりなどの状況がみられます。

街路樹の管理は、一般的に植栽空間や樹木の生育状況に応じ「育成段階」から「維持段階」へ、「維持段階」から「更新の検討段階」へと移行していきます。

多摩市の場合、街路樹の大径木化が進んだ結果、**多くの路線で「更新検討段階」にあると判断されることから、今回の改定では、更新に向けた検討に着手する必要があります。**

大径木化が進んだ街路樹への対応としては、並木をできる限り維持させる保全と、更新、間引き、撤去などによる再整備があります。

現状の維持管理では、高木の剪定作業が定期的を実施できていないことを考えると、大径木化した街路樹の保全を一律に図ることは極めて難しい状況であり、必要に応じてメリハリをつけた管理を行っていく必要があります。

そのため、保全対象は並木の景観が特徴的な路線など、一部の路線に絞り込まざるを得ず、それ以外の大径木化した路線では、周辺環境、道路構造、管理の困難性を踏まえて、間引きや樹種変更を含む更新、撤去などにより、街路樹環境の改善を検討する必要があります。

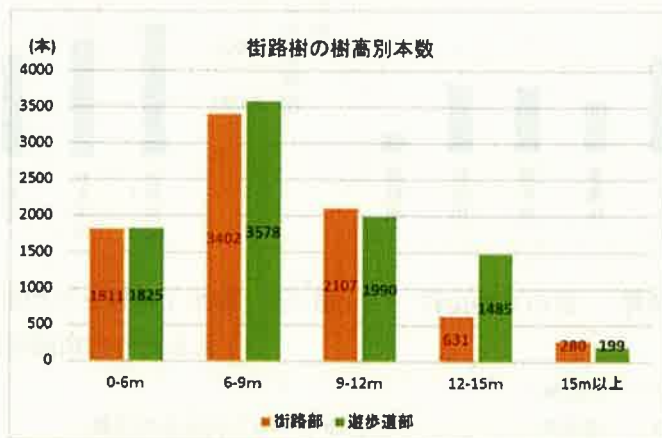


図 2-6 樹高別街路樹本数

※本数：多摩市道路交通課 平成 27 年度調査時点

表 2-1 多摩市において改善を検討すべき街路樹

交通安全上の課題			
	枝葉が繁茂し、交通標識等が見えにくくなっている (枝葉による交通標識等の視距阻害)	枝葉が繁茂し、街路灯の光が路面まで届きにくくなっている (繁茂による街路灯の光阻害)	架線へ枝葉が接触し、架線に影響を及ぼす可能性がある (架線への枝葉接触、架線への影響回避のための剪定により樹形維持が困難)
			
根によって歩道舗装面が浮き上がり、ひびが入っている (根上がりによる歩道舗装の破損)	中低木が繁茂して、見通しが悪くなっている (中低木繁茂による視距阻害)	枝葉が繁茂し過密化したことにより、防犯上の問題がある (枝葉の繁茂による過密化)	
街路樹自体の課題			
	衰弱した木、枯れ木、幹が腐り始めた木がある (衰弱木・枯れ木・腐朽)	植樹帯いっぱいに樹木の根元が成長し、植樹帯の規格に合わなくなっている (植樹帯の規格に合わない大径木)	隣接するみどりの樹木により、街路樹が衰退している (隣接するみどりによる被圧)
景観上の課題等			
	枯れ木の伐採等により並木がまばらとなり、まとまりがなくなっている (並木全体の統一観の欠如)	枝葉が隣接する敷地にまで張り出している (枝葉の民地への越境)	役目を終えた支柱がそのままとなっている (不要な支柱の残置)

(平成 29 年 8 月 現地基礎調査結果から)

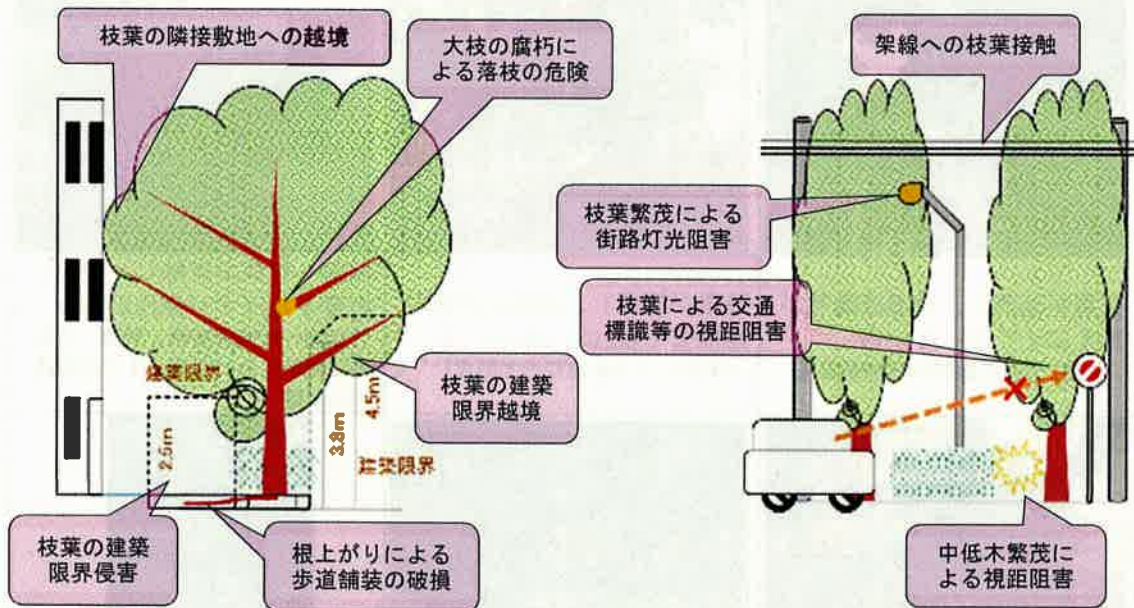


図 2-7 街路樹の大径木化による弊害(模式図)

備考：枝葉の建築限界の位置は・・・

【懇談】追記する
・枝葉の建築限界の位置

(2) 枯れ木の状況

街路樹の枯死による伐採本数

は、年間120～310本程度で推移しており(図 2-8)、樹種に着目すると街路ではハクウンボク、サクラ類が、遊歩道ではサクラ類、マツが多い傾向にあります(図 2-9)。

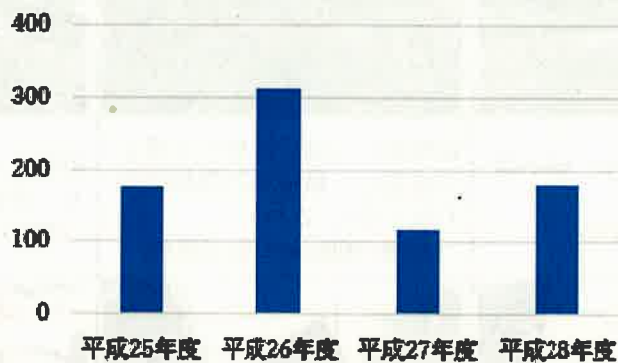


図 2-8 枯れ木に伴う年間伐採本数の推移(縦軸:本数)

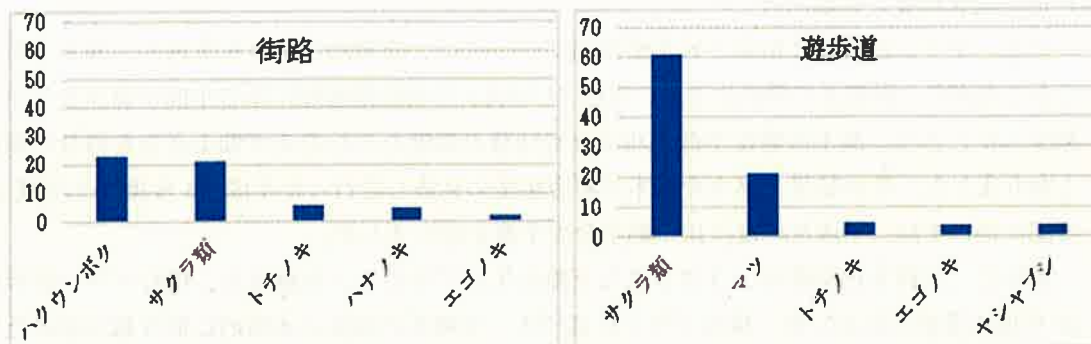


図 2-9 伐採した枯れ木の主な樹種（平成 28 年度）
（縦軸：本数）

(3) 現行プランの実施状況

現行プランに基づく管理の実施状況は、主に第 1 段階として、街路樹による支障箇所の改善を図るため、信号機や標識、街路灯の支障となる街路樹の撤去や枝の剪定を中心に組み込んでおり、年間の支障解消実施箇所数は 100 箇所以上となっています。また、舗装打換工事や街路灯 LED 化工事にあわせ、支障箇所の改善を目的とした街路樹の間引きなどを実施してきました。また、自治会や管理組合等との合意形成の上、支障箇所の改善を進めてきました。

しかし、現状では支障箇所について、十分に対応できているとはいえない状況です。

また、沿道住民からは、街路樹の改善に関する様々な要望が日々寄せられています。

その中には、街路樹を原因とする問題で困っているのが伐採してほしい、景観として大事にしているので切らないでほしい、街路樹を後世に残してほしいなど、みどりに対する多様な価値観に基づく様々な要望・意見が寄せられており、街路樹管理に対する市民意識も多様化しています。

さらに、プランの策定段階における市民との情報共有や認識共有なども、街路樹管理に係る課題の一つであり、今後、工夫をしていく必要があります。

表 2-2 現行プランにおける管理の段階

第 1 段階	信号機、標識、交差点の見やすさの確保、街路灯支障などの防犯上の支障樹木、根上がり等により道路を破損させている街路樹の撤去（+建築限界の確保）
第 2 段階	公園や学校、団地の緑地と重複している街路樹の間引き
第 3 段階	樹木間隔を広げるための間引き →生育空間の確保、自然に近い緑豊かな樹形づくり
第 4 段階	景観上で大切な街路樹や、枯れた街路樹を若木へ更新
第 5 段階	既存の街路樹がふさわしくない箇所について、樹種変更

現状の取り組み

2.2.2 街路樹の管理

(1) 街路樹管理費と管理内容

ニュータウン造成時に植栽された街路樹については、定期的な剪定を実施してきました。しかしながら、財政上の理由により、平成14年頃より街路樹管理に係る年間予算が少しずつ減少したことで、高木の剪定や低木刈込みや除草の頻度をやむをえず抑えざるを得ない状況となりました。その結果、高木や低木の剪定頻度の見直しを行った平成16年度から平成23年度にかけては、平成9年度に比べ約半分の予算となりました。

さらに、大径木化が進み、さまざまな支障も生じてきたことを踏まえ、現行プランが平成20年度に策定されました。現行プランに基づき、支障木の伐採に本格的に取り組み始めた平成24年度以降、街路樹にかかる予算は増加しています。さらに平成26年度からは枯れ木・枯れ枝撤去などにも着手したことから、平成28年度の街路樹管理に係る予算額は現行プラン策定当時（平成19年度）と比較すると1.5倍以上に増加しています。（図2-10）

しかし、図2-11で示すとおり、現在の街路樹管理費のうちの約6割は、市内の街路及び遊歩道に多く存在する低木の剪定、生垣の刈込、除草、草刈等の定期的管理に充てられており、高木の剪定については定期的には実施できていない状況です。また、遊歩道の低木剪定については、平成9年度時点では毎年1回行ってきたものを現在2年に1回に変更しています。

こうしたことから、高木・低木の枝葉が繁茂し、大径木化や過密化に伴うさまざまな弊害が生じています。

なお、市民アンケートで明らかになった、街路樹管理で優先してほしい内容を多い順番に挙げると、枯れ葉・落ち葉の清掃、雑草等の草刈、根の成長による歩道の盛り上がり解消、高木の剪定、支障枝の除去となっており、高木剪定も含まれています。

このように、街路樹管理については、現状よりも充実した管理を行うことが求められています。

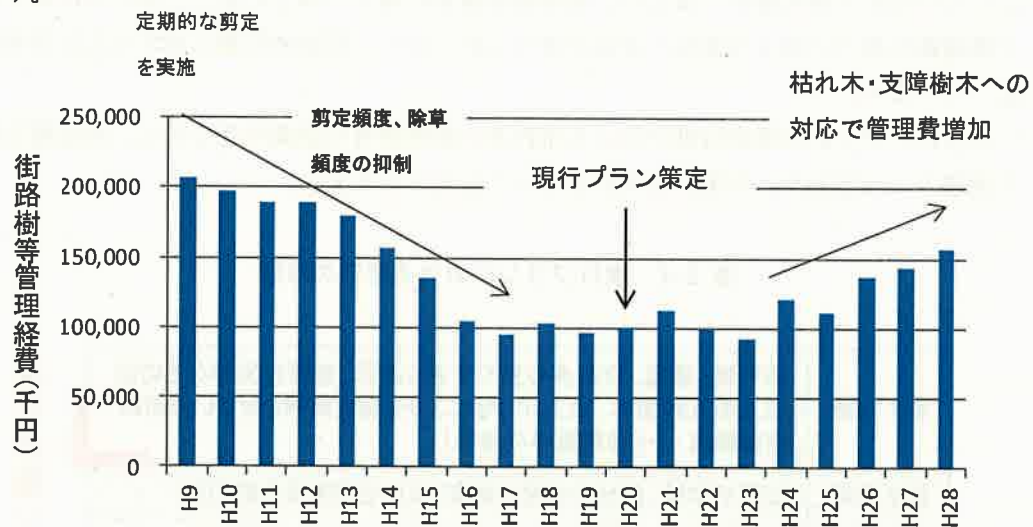


図 2-10 多摩市の街路樹管理費の推移

街路樹管理費において、剪定や枯れ木の伐採が占める割合は大きく、これらの作業単価は、樹木の幹周により決まるため、大径木化は剪定や枯れ木伐採の費用増にもつながります(図 2-11)。

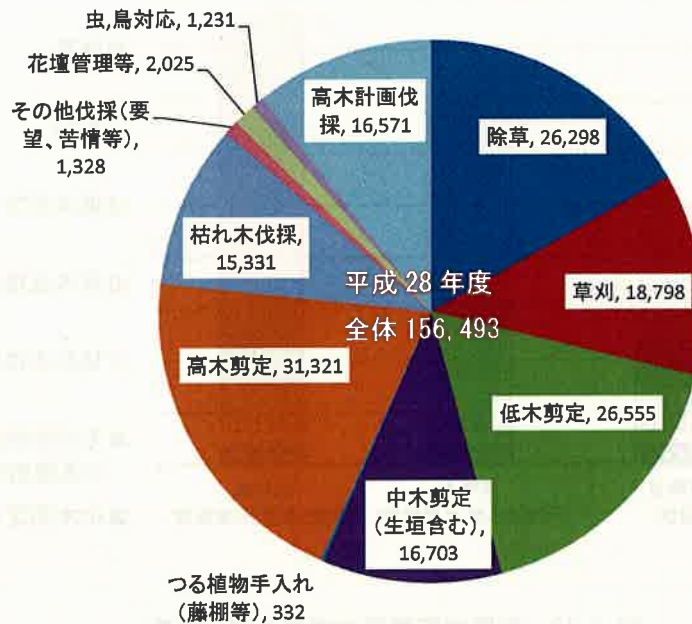


図 2-11 多摩市の街路樹管理費の内訳
単位：千円

現在、街路及び遊歩道に存在する高木の定期的な剪定は未実施ですが、高木、低木、草刈・除草等を平成9年度水準程度の管理(*1)を実施したと仮定すると、現在の執行予算(*2)の約2.3倍となる約3.4億円を要します(図 2-12)。

さらに、現状のまま大径木化が進行すると、10年後には高木剪定費用のみで1.3倍に増加することが予想され、高木の剪定作業に必要な高所作業車の費用や、大径木化に伴う根上りによる道路舗装の補修費用等の諸経費を含めると、さらに費用が増大すると予想されます。(図 2-12)。

最近の市政の状況及び今後想定される状況を鑑みると、予算を単に増額して手厚く管理していくということは難しい状況です。そこで、メリハリをつけた維持管理に切り替え、さらに街路樹関連予算の用途や新規財源の獲得手法について検討するなどさまざまな工夫を行う必要があります。また、将来的な管理負担の軽減に向けて、今後の植え替えの際の管理しやすい樹種への変更や、低木の撤去等による植栽構成の変更を通して、高木を適切に剪定管理できる街路樹環境に転換していく必要があります。

*1 平成9年度水準の管理

高木剪定 (街路 1. 5年に1回、遊歩道 3年に1回)、低木剪定 1年に1回
除草 年2回、草刈 年2回

*2 執行予算：現在かかっている、高木管理、低木剪定、生垣剪定、草刈、除草に要する費用などを含む「街路樹等維持管理経費」における年間予算

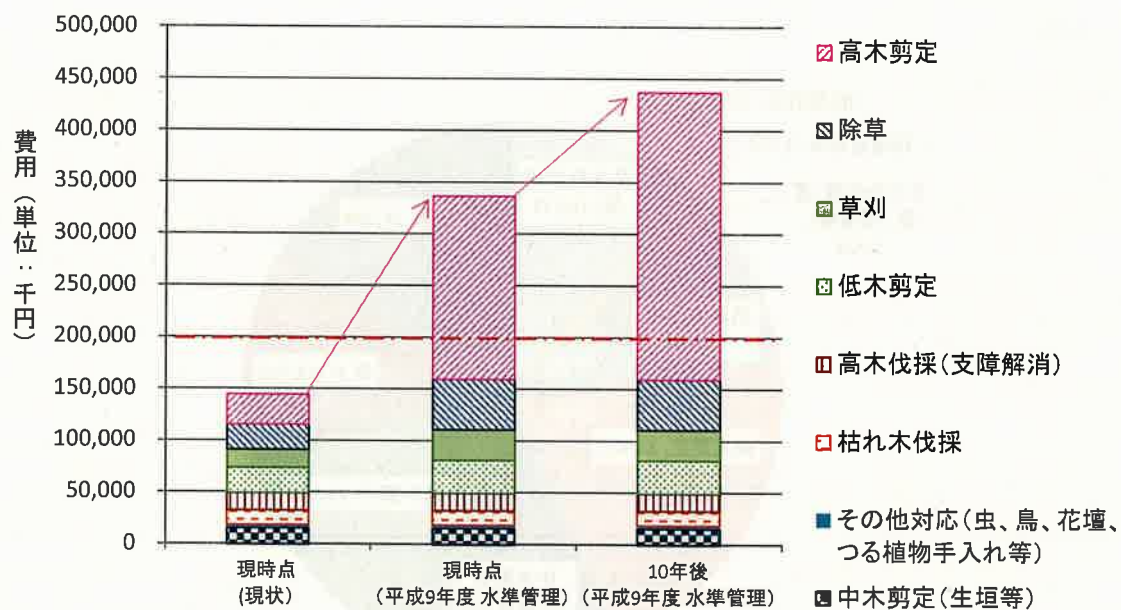


図 2-12 街路樹管理費の増加予測 (概算)

※条件：全ての街路樹を落葉高木と仮定（実態は、落葉高木：常緑高木は2:1程度）
 現存する街路樹の幹周が年に3cmずつ成長したと仮定

(2) 街路樹管理と市民との関わり

多摩市の道路施設に関する市民連携の取り組みとして、アダプト制度があります。この制度は、道路施設等の公共空間の美化や清掃活動を通じて、市民意識の高揚と協働による街づくりの推進を目的として、市民が市との役割分担を明示した合意書を締結し、主に植樹帯内の除草、草刈、花壇管理、清掃等の活動に取り組んでいます。登録団体数は、平成29年11月24日時点で、街路で19団体、遊歩道で36団体の合計55団体です。

参加している年齢層にやや偏りがあり、若い世代の参加が少ない状況となっている一方で、現行プランに基づく取り組みを進めるにつれ、市民の街路樹管理への参加・連携を求める声が寄せられています。

なお、市民アンケートでは、街路樹の管理水準を上げる取り組みとして、市民連携によるボランティア活動に賛成する回答が多く寄せられました。

前項で示したとおり、管理の充実を考えていく上で、これまでは関与することがほとんどなかった高木の下枝や低木の剪定、除草などの作業への参画や、アダプト制度とは異なる形での多様な主体、多様な手法での参画について、検討が必要な時期にきています。

(3) 街路樹の生育及び管理に関する問題点のまとめ

今後、街路樹の更なる大径木化や老木化、枝葉の繁茂による管理負担が増加することが予想されます。しかしながら、将来的な人口減少に伴い、税金の大幅な増加を見込めないことから、適切な管理がいつそう困難な状況になると予想されます。

そのため、適切な管理が行き届かなかった場合、枝葉の繁茂、樹木の衰退による危険性、防犯上不安のある暗い遊歩道空間が増加するとともに、並木としての景観的な魅力も低下します。それによって、良好な道路空間の維持に支障が生じ、それらが積み重なることによって、多摩市のまちの魅力や暮らしにも様々な影響が生じることが予想されます。こうした負のつながりを改善・解消することは喫緊の課題です。

こうした課題については、対症療法的に対処していく手法と原因療法的に対処していく手法があります。多くの問題については、剪定や根系切除のような対症療法的な手法で解決が可能です。樹木に係る問題の多くは、数年後に再び発生するものが多いため、将来の負担が徐々に増加していくという特徴があります。

一方で、更新（植え替え）、間引き、植栽基盤整備のような原因療法的な措置は、効果が長続きし、将来の管理コストの低減につながる手法ですが、初期コストが高額であること、景観がある程度変わってしまう場合があること等から合意形成を行いつらいなどといった問題点も有しています。これについては、イメージや目指すべき姿を行政と市民が共有することが重要であると考えます。

また、対症療法と原因療法のどちらにも共通する課題は、管理費の確保です。よって、市民参画の仕組みの拡大や財源確保の新たな仕組みづくりについても検討していく必要があります。

以上より、十分な街路樹管理費の確保が困難な将来を見据えながら、市民との新たな関わり方を取り入れ、対症療法的措置と原因療法的な措置を上手く組み合わせながら、街路樹管理の充実を図っていく必要があります。

コラムを予定

【素案記載】追記する
・各章1項目程度を予定

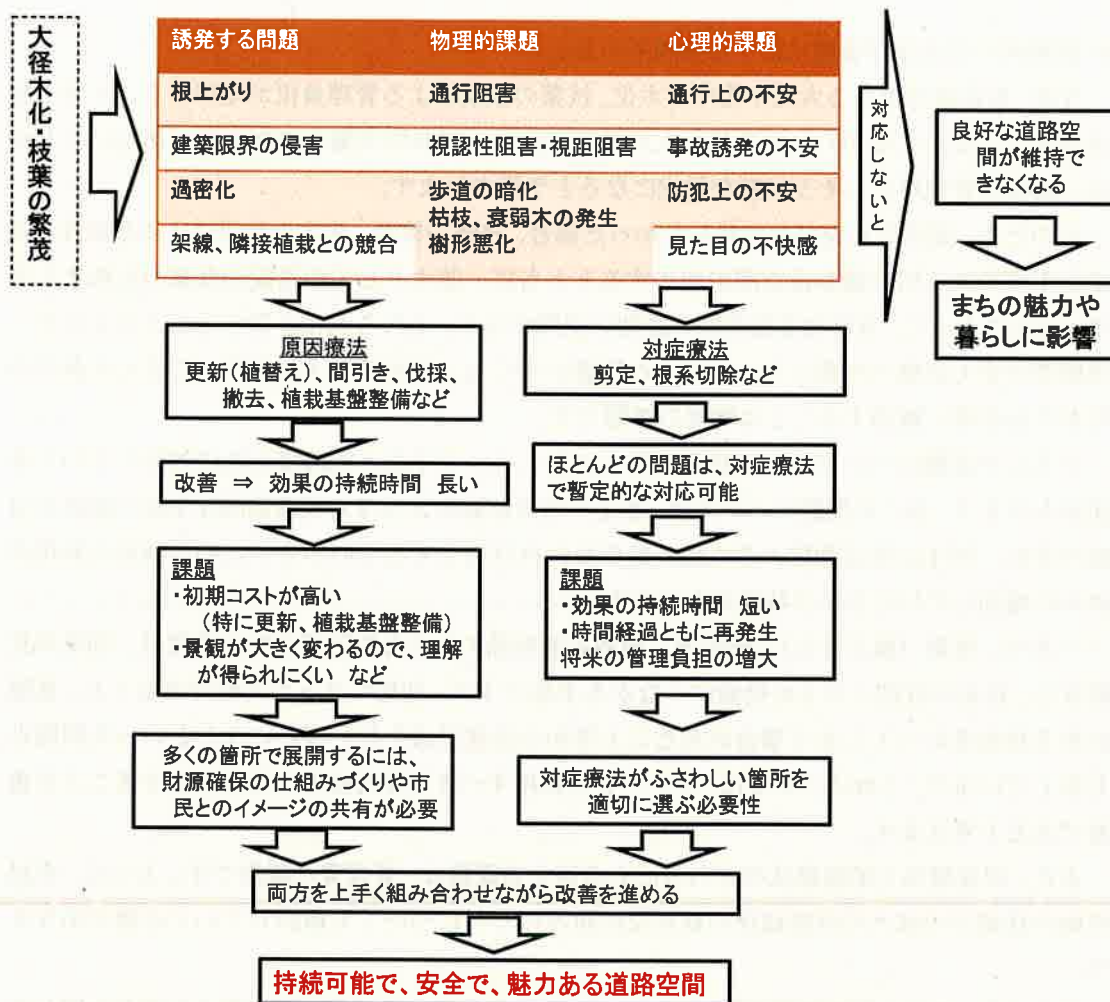


図 2-13 多摩市における街路樹管理の問題の整理

2.2.3 多摩市の将来の姿

多摩市の人口は平成 30 年 1 月 1 日現在で約 14 万 8 千人です。

現在、少子化、高齢化が進行しているため、今後、生産人口の減少が進むことが想定されます。平成 25 年度に実施された国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、2040 年には現在よりも約 16% 減少するという予測となっています。また、同推計によると、高齢化率は、同年には約 4 割に達する予測されています。少子高齢化が進むと、一般に税収は減少し、社会保障費は上昇するため、市は、これらの状況に対応していく必要があります。

多摩市第五次総合計画第 2 期基本計画では、将来人口の目標について、「人口減少社会の到来を踏まえた今後のまちづくりを展望しつつ、まちの魅力を高める取り組みを進めることにより、2025 年までの人口総数の推移を横ばい、ないしは微減に留めることを目指す」としています。また、多摩市ニュータウン再生方針においても、「まちの持続化」、「若い世代の流入と居住継続」、「活力の集約と循環」という目標を掲げ、都市構造、ハード分野、ソフト分野にかかわる取り組み方針を設定し、2025 年以降についても、人口を持続化していくことを目指しています。

また、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現を目指す取り組み（健幸まちづくり）の推進やシティセールスの推進の取り組みなどの展開により、特色を生かした魅力あるまちづくりも進めています。

これらのさまざまな施策を展開することによって、在住市民の定住促進とともに、外部からの新たな居住者や新たな企業を呼び込めるまちづくりを目指しています。

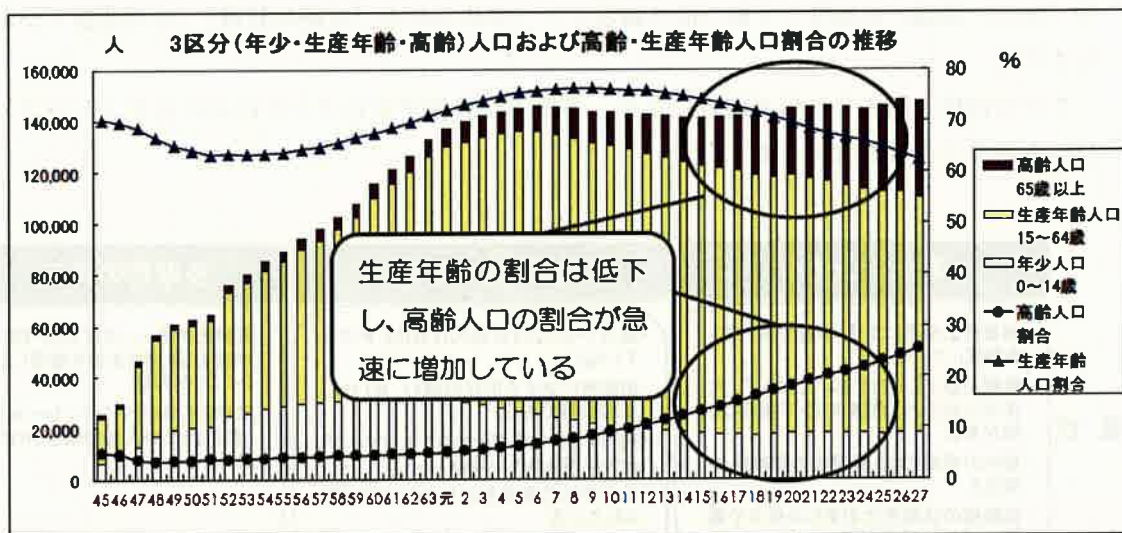


図 2-14 多摩市の人口の推移

出典：多摩市 行財政刷新計画（平成 28 ～31 年度）

市勢・財政

【現況】

- 人口：14.8万人
高齢化進行
→生産人口減の見込
- 税収：減少の見込
→生産人口減との連動

【現況を受けた市の方針・関連計画】

- 第五次多摩市総合計画：
「安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり」
- 多摩市みどりと環境基本計画
- 多摩市みどりの基本計画
- 多摩市みどりのルネッサンスへの取り組み報告書
- 多摩市生物多様性ガイドライン
- 多摩市ニュータウン再生方針
- 多摩市健幸まちづくり基本方針

⇒身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができる
⇒子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち

健幸都市
(スマートウェルネスシティ)

⇒若い人が住みたくなるまちづくり

図 2-15 多摩市の現況と今後の姿

2.3 多摩市の街路樹管理の方向性

以上より、現在の街路樹管理の課題や、多摩市をめぐる状況と、街路樹について考えられる将来を踏まえると、街路樹の管理にメリハリ（*）をつけ、選択と集中を図り、街路樹環境の質を上げて、健全な街路樹空間を形成していくことが、導き出される方向性であるといえます。

これらに関連するキーワードとして、良好な道路環境として求められる「安全、安心・快適」や「美しい景観」があり、今後の取り組みとして求められる「持続的管理」「市民連携」があります。

この方向性を踏まえた取り組みにより、多摩市が目指すまちづくりにおけるイメージアップにも寄与できると考えます。

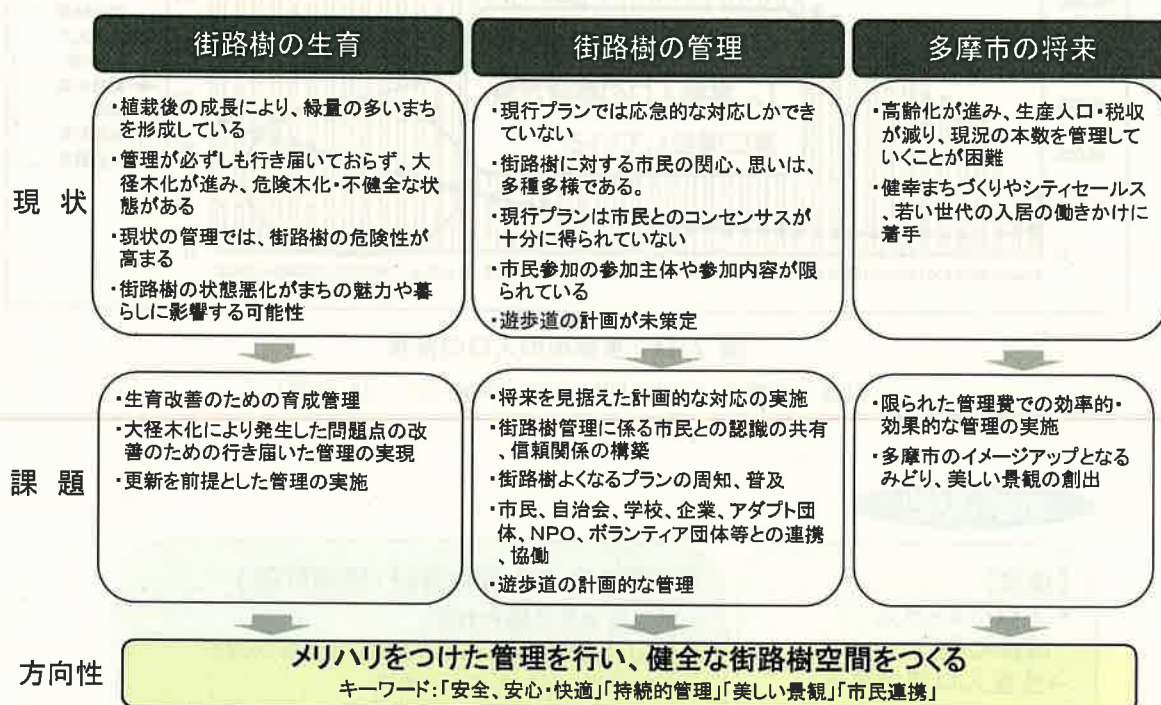


図 2-16 市の街路樹管理の課題から導き出される方向性

* 街路樹管理における“メリハリ”:

路線、樹種の特性や沿道条件をふまえて、街路樹の管理の方向性や程度（頻度）を一律なものではなく、強弱をつけたり、種類の異なるものにする。

例：駅周辺のような場所について剪定管理を今よりも充実させる一方で、大きな街路樹が植えられているのに適していない立地について管理負担を軽減させるような措置（樹種変更、高木や低木の撤去・間引きなど）を行う。

第3章 街路樹管理のテーマ・方針・ビジョン

3.1 テーマ

ニュータウン開発時の取り組みにより形成された豊かな街路樹環境は、多摩市のセールスポイントの一つです。こうした道路のみどりを構成する街路樹を健全な状態に導き、より魅力あるものにしていくことが必要です。

市民が美しいと思えるみどりであれば、都市の生活環境の向上につながるだけでなく、市民自らもみどりの育成に関心を持って参加し、親しみ・愛着を持つことにつながると考えます。

そこで、2章で述べた市の街路樹に関する取り組みの方向性を踏まえ、美しいみどりのみちづくりに取り組むことを目指して、「多摩市が誇る、美しいみどりのみち」をテーマとして設定しました（図 3-1）。

3.2 基本方針

基本方針には、テーマを踏まえ、方向性のキーワードで示された「安全、安心・快適」、「持続的管理」、「美しい景観」及び「市民協働・連携」に着目し、次に掲げる3つのテーマを設定しました（図 3-1）。

これまで取り組んできたように安全な通行の確保に向けた適切な管理を行い、“安心・快適な歩行空間の創出を図ります。”

また、“持続可能な美しい景観を持つみどりを育てていきます。”

そして、“多摩市民及び多摩市に関わるみんなが参加・協力し、愛着をもつことのできるみどりを育てていきます。”

街路樹のテーマ

(仮称)「多摩市が誇る、美しいみどりのみち」

安全な通行の確保にむけた適切な管理をしながら・・・

【基本方針】

- ・安心・快適な歩行空間として整備を図る
- ・持続可能なみどりを育てる
- ・みんなが参加・協力し、みどりを育てる

図 3-1 街路樹管理のテーマ及び基本方針

3.3 実施方針

テーマ及び基本方針を踏まえながら、街路及び遊歩道における街路樹管理の実施方針を設定しました。実施方針は、基本方針で示された「安全、安心・快適な歩行空間」、「持続可能なみどりを育てる」、「みんなが参加・協力しみどりを育てる」についてより具体的に示したものです（表 3-1）。

街路では、路線の絞込みや過密状態の植栽の管理を実施することで、緑量の適正化、健全なみどりの育成を図り、来訪者を含む利用者がみどり豊かなまちを感じることでできる空間を創出します。

遊歩道では、沿道住民の生活空間としても親しまれるよう、市民との協働を積極的にとりいれながら、利用者が街区ごとに特色ある風景を感じることでできる空間を創出します。

これらの取り組みにより、多摩市が誇る、美しいみどりのみちの創出に努めます。

表 3-1 街路及び遊歩道における街路樹管理の実施方針と具体的な取り組みの例

テーマ	(仮称) 多摩市が誇る、美しいみどりのみち	
	<街路>	<遊歩道>
【実施方針1】 安心・快適な みちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 施設の損傷を及ぼす樹木について、伐採、間引き、剪定等を実施する 通行支障、治安の悪化を誘発し得る樹木について、伐採、間引き等を実施する 	
【実施方針2】 今後を見据えた 持続可能な みどりの形成	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がみどり豊かなまちを感じることでできる空間を創出する 街路樹を有する路線の絞り込みや、過密状態の植栽の整理を実施することで、質の高い空間をつくる 大径木化により支障が出ている路線について、樹種変更や若木への植替え等の更新を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が街区ごとの特色ある風景を感じることでできる空間を創出する 樹木が衰弱した区間や、歩行空間が暗い区間について、樹木の伐採や間引き、樹種変更や若木への植替えの更新等を検討する
	<ul style="list-style-type: none"> 他施設や隣接する緑との競合により衰弱している樹木について、管理者間調整による緑量の適正化を図る 管理目標を設定し、改善策の整理を行い、計画的な管理に取り組む 	
【実施方針3】 多様な主体との 連携による特色 ある快適なみち の形成	<ul style="list-style-type: none"> 市民、自治会、学校、企業、アダプト団体、NPO、ボランティア団体等との情報共有や意見交換を行い、連携・協働して取り組む（特に遊歩道） 地区や街区単位で目標像を設定する 	

3.4 短期的・中長期的なビジョン

前項のテーマや方針を踏まえ、およそ10年後における短期的なビジョンと、およそ20年後の中長期的なビジョンを掲げました。まず、今後の10年間で安心・快適なみちを築くことを目指し、さらには、まちの特徴となるみどりを持つみちづくりを目指すことにします。

表 3-2 短期的・中長期的なビジョン

着眼点	短期的なビジョン (10年後を目処に)	中長期的なビジョン (20年後)
(実施方針1) 安心・快適なみちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子やベビーカーが安心して通行できる ・見通しがよくなったことで、運転者、歩行者の両方が安全に通行できる ・夜も安心して歩くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの世代も安心して気持ちよく通行できる
(実施方針2) 今後を見据えた持続可能なみどりの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な育成環境の並木が今よりも増えている ・更新の試験施工をきっかけに、街路樹の若返り、あるいは路線にあった並木の再生がはじまっている ・低木から地被類等への変更といった植樹帯の構成を変える取り組みが始まっている ・剪定作業によって、清潔感のある美しい景観が今よりも増えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきと育った樹木により、美しい並木道が形成されている (街路部) ・メリハリがあって特色ある空間ができている ・更新による街路樹の若返りが進んでいる ・定期的な剪定が多くの路線で行われている
(実施方針3) 多様な主体との連携による特色ある快適なみちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹に関心のある市民が増えている ・既存のアダプト活動とは異なる新たな市民参画が始められている ・みんなで街路樹の目標像を考えるようになっていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹に係る多様な市民参画が展開されている ・みんなで街路樹の目標を考え、育成する特色ある空間が出来ている ・公園等の他施設のみどりの維持活動との連携が図られている

【パ】イメージ共有の検討

・これからの街路樹をどうしていくのかビジョンを共有するため、イメージを例示する。

第4章 方針を実現させるための取り組み

前章で掲げたテーマや基本方針・実施方針を実現させる取り組みに関して、ここでは、取り組むべき内容を示した対応策と、取り組みの進め方について示した実施体制に分けて示していきます。

4.1 方針を実現させるための対応策

現行プランに基づくこれまでの取り組みでは、目の前で起きている諸問題に対症療法的に対応してきた面が多く、原因の根本的な解決には至っていない部分があります。

多摩市の街路樹が今後さらに大径木化が進むことを踏まえると、車両通行を妨げてしまうほどの大型の高所作業車を用いないと剪定ができない樹高の街路樹の管理は避けていかなければなりません。このため、将来的には更新を前提とした計画的な管理が必要です。

また、街路樹を健全な状態で維持しつつ、現実の諸問題に対応していく必要があります。

ここでは、対応策を応急的な対応から、原因の根本的な解決、さらには将来を見据えた計画的な対応まで、3つに分けて示しました。

安全の確保や安心・快適なみちづくりにおいて、早期解決が必要な現状の問題については、対応策1として扱います。

緑の量の適正化や、危険木を多数含む路線の更新など現在の街路樹の健全化及び安心・快適なみちづくりの上で解決すべき内容は、対応策2として扱います。

緑の質の改善や更新など路線全体の将来を見据え、街路樹の健全化を計画的に行う内容は、対応策3として扱います。

方針と対応策の関連性のイメージ図を図4-1に示しました。

【方針を実現させるための対応策】

対応策 1	交通支障や防犯上の支障への対応	信号機、標識、交差点の見やすさの確保、街路灯支障などの防犯上の支障木、根上がり等により道路を破損させている街路樹の伐採、 樹勢が衰え倒伏・落枝の危険性 が増大している街路樹の伐採（+建築境界の確保）
対応策 2	緑の量の適正化	他施設や隣接する緑と競合している箇所の管理者間調整による緑量の適正化 歩行空間としての見通し、日照、明るさ等の改善
	危険木を多数含む路線の更新	これまで樹勢が衰え倒伏・落枝の危険性が増大している街路樹の伐採を繰り返し実施したことにより、並木として維持が困難な街路樹路線の更新
対応策 3	緑の質の改善	将来を見据えた路線全体での計画的な剪定等の管理を実施
	更新	街路樹の更新

【パ】 語句の追記

・対応策1の中の「樹勢の衰え・・・」に、「部分的な枯れがみられるなど、樹勢が衰え・・・」とする。

【パ】 イメージ共有の検討

・これからの街路樹をどうしていくのかビジョンを共有するため、イメージを例示する。